

第2号様式(第10条関係)

令和 3年 4月 30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 翁長 雄治



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

## 令和2年度 政務活動費收支報告書

議員名 翁長雄治

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	13,780	座間味村浄水場建設予定地現地視察
研修費		
広聴広報費	99,000	FM那覇使用料
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	86,823	新聞購読料
事務所費	410,653	家賃及び電気代
事務費	256,221	事務所電話代及びコピー使用料金
人件費		
合計	866,477	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 483,523 円

統一様式-①

### 経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使途内容	支出額	充当割合	充当額
	座間味浄水場建設の現場視察			
7/11	船代	7,700	全額	7,700
7/12	宿泊費	6,080	全額	6,080
A. 小計				13,780
B. (ガソリン代総額	- 費用弁償(交通費)総額		× 1/2	
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)				13,780

## 領 収 証

翁長雄治 殿

2年7月1日  
令和

¥ 6,080 -

但し旅客運賃として  
貨物伝票代として  
上記正に領収いたしました

座間味村委会会計管理者

産業振興課 電 098-987-2614  
那覇出張所 電 098-868-4567

## 領 収 証

翁長タケハル様

No.

金額

6,080

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 翁長雄治 金とて

2020年7月12日 上記正に領収いたしました

消費税額等( %)

消費税額等( %)

沖縄県島尻郡座間味村座間味102

レストハウスあさぎ

TEL 098-896-4135

登録番号

GR1620

## 統一様式-⑧

## 視察調査報告書

経費区分	調査研究費		
年月日	令和2年7月11日（土）～令和2年7月12日（日）		
場所	座間味村内		
相手方	座間味村議会議員及び座間味村ダイビング協会会長など		
目的	座間味村浄水場建設における現地調査		
日程概要	月日(曜日)	時間	場所
	7月11日（土）	13:00	座間味村浄水場 既設位置へ建設した際の課題について
		16:00	ダイビングショップジョイジョイ 村議会議員及びダイビング協会会長等との意見交換会
	7月12日（日）	10:00	座間味村阿真ビーチ 県案のビーチ隣接地へ建設した際の課題について
内容	座間味村浄水場の老朽化による建て替えによって、県から高台案（既設隣接地）とビーチ案が提案されている中で、高台に建設をして欲しいと言う住民からの陳情を受け、土木環境委員会の有志と共に現地調査及び議員等との意見交換会を行った。		
成果及び所見	現地調査や意見交換を行う中で、両案の課題等を把握する事ができた。その後、本会議場での一般質問を通して村民が懸念する事項を確認し、県議会に提出された陳情を全会一致に向けて取り組むことができた。また、最終的に知事判断で高台案が採用された。		
備考			



領 収 証

様

内 斯

現 金

小切手

手 形

消費税額等( %)

コクヨ ラケ-82

株式会社 エフエム那覇  
沖縄県那覇市牧志2-13  
パレット牧志ビル  
代表取締役 奈良長

県政報告之外の他の話題、テーカス  
混合する為 ½充当とする。



お問い合わせ番号： 0132-00687352  
領 収 書 No.： 25172065

2020年 7月分 領収書

**翁長 雄治 様**

御購読 ありがとうございます。	合計 <b>3,075円</b> (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

5.6.7

8%対象 3,075円 消費税 227円  
※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領収致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号： 0132-00687352  
領 収 書 No.： 25321553

2020年 8月分 領収書

**翁長 雄治 様**

御購読 ありがとうございます。	合計 <b>3,075円</b> (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円  
※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領収致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号： 0132-00687352  
領 収 書 No.： 25480418

2020年 9月分 領収書

**翁長 雄治 様**

御購読 ありがとうございます。	合計 <b>3,075円</b> (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円  
※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領収致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号： 0132-00687352  
領 収 書 No.： 25638433

2020年 10月分 領収書

**翁長 雄治 様**

御購読 ありがとうございます。	合計 <b>3,075円</b> (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円  
※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領収致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

議会活動、議会質問に活用の為金額充當です

お問い合わせ番号： 0132 - 00687352  
領 収 書 No. 25840927

2020年 11月分 領收書

**翁長 雄治 様**

御購読	ありがとうございます。	合計	3,075円
(内消費税 227)			
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領收致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T )  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

8%対象 3,075円 消費税 227円

お問い合わせ番号： 0132 - 00687352  
領 収 書 No. 26002684

2020年 12月分 領收書

**翁長 雄治 様**

御購読	ありがとうございます。	合計	3,075円
(内消費税 227)			
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領收致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T )  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

8%対象 3,075円 消費税 227円

お問い合わせ番号： 0132 - 00687352  
領 収 書 No. 26167846

2021年 1月分 領收書

**翁長 雄治 様**

御購読	ありがとうございます。	合計	3,075円
(内消費税 227)			
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領收致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T )  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

8%対象 3,075円 消費税 227円

お問い合わせ番号： 0132 - 00687352  
領 収 書 No. 26314729

2021年 2月分 領收書

**翁長 雄治 様**

御購読	ありがとうございます。	合計	3,075円
(内消費税 227)			
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領收致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 大道松川  
(事業者番号 T )  
TEL [REDACTED]  
店主 富山 嘉恭

8%対象 3,075円 消費税 227円

お問い合わせ番号： 0133 - 00708685  
領 収 書 No. 28476666

2021年 3月分 領收書

**翁長 雄治 様**

御購読	ありがとうございます。	合計	3,075円
(内消費税 227)			
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

※軽減税率対象  
※上記の金額を、  
領收致しました。

○ 沖縄タイムス  
販売店 繁多川  
(事業者番号 T )  
TEL [REDACTED]  
店主 棚原 実

8%対象 3,075円 消費税 227円

02-08-05 WTU

3,075 シンボウ07か"ツブン"

02-09-07 WTU

3,075 シンボウ08か"ツブン"

02-10-05 WTU

3,075 シンボウ09か"ツブン"

02-11-05 WTU

3,075 シンボウ10か"ツブン"

02-12-07 WTU

3,075 シンボウ11か"ツブン"

03-01-05 WTU

3,075 シンボウ12か"ツブン"

03-02-05 WTU

3,075 シンボウ01か"ツブン"

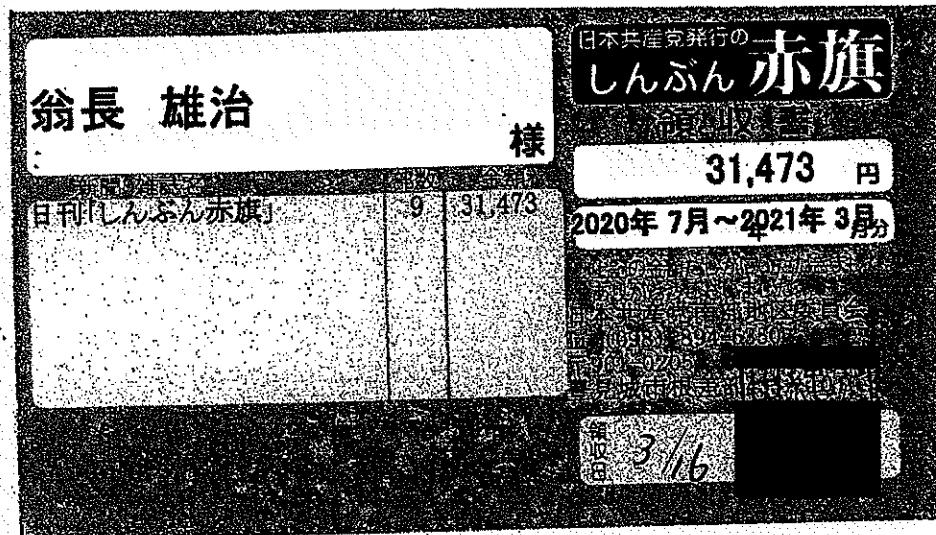
03-03-05 WTU

3,075 シンボウ02か"ツブン"

03-04-05 WTU

3,075 シンボウ03か"ツブン"

議会活動、議会質問に適用する  
全額充当とす。



議会活動、議員質問に活用の為 金額充当とする。



## 事務所概要申告票

議員名 翁長 雄治

### 1. 物件の所在

住所	那覇市大道49番地 大幸ビル2階
電話番号	098-886-5601

### 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ 有限会社 新地開発 ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

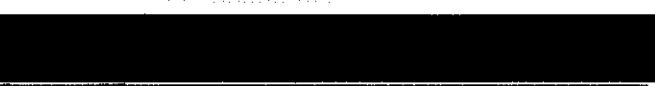
翁長 雄治



賃貸人 氏名



住所



統一様式-③

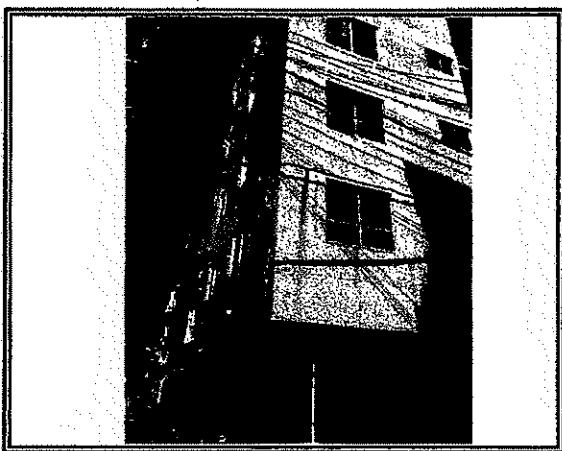
## 事務所費充当状況申告票

議員名 翁長 雄治

### 1. 事務所の状況

住所 那覇市大道49番地 大幸ビル2階

(事務所の外観)



(事務所の内観)



### 2. 充当割合とその説明

充当割合 全額充当

充当割合の説明 :

当該事務所においては、県議会の質問作成など議会活動のみに使用しており、全額充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

翁長雄治



# 事務所賃貸借契約書

(物件名) 大幸ビル 2F

(賃貸人) [REDACTED] 様

(賃借人) 翁長 雄治 様

すてきに暮らそう！！

**(有)新地開発**

沖縄県知事(7)第2677号  
〒903-0806 那霸市首里汀良町3-101-3  
(TEL) 098-884-3711

## 契約者の方へ

1. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

★電気 沖縄電力 TEL 0120-58-6390

★水道

★ガス 沖縄石油ガス TEL 098-877-7124

★緊急連絡先

営業時間 平日土曜日 09:00~18:00  
日曜祝祭日 休み

(営業時間外連絡先)  
レキオスホットライン

TEL 0120 - 988 - 442

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)と賃借人 [REDACTED] 篠長 健治 (以下「乙」という)は標記の物件に対し、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。よってその証として本契約書を式通作成し記名、押印の上、各自を証持する。

## (使用目的)

第1条 乙は、賃室を [REDACTED] 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。万一、乙の都合により使用目的を変更する場合、乙は文書で甲の承諾を得なければならない。

## (賃貸借期間)

第2条 本契約期間は、標記の通りとする。期間満了2ヶ月前までに甲乙協議の上、更新できるものとする。乙は、本契約を更新する際、更新を行うままでに、更新事務手数料10,000円税別を丙に支払うと共に、更新に必要な書類(入居時同等)を添付して、必要事項を記載の上、提出するものとする。(以後も同様とする。)

## (賃料及び、電気使用料等)

第3条 1 月額家賃、共益費、駐車場、[REDACTED] 水道料 (以下賃料等といふ)は、標記の通りとし、乙は、甲に対して毎月末日までに翌月分を自動振替にて支払うものとする。  
2 賃料等の支払義務は、第2条の契約期間開始日から発生するものとする。  
3 賃料等の入金時に係る振込手数料、自動振替手数料(100円税別)は乙の負担とする。  
4 乙が賃料等の支払いを遅延し、支払委託会社(以下「丁」といふ)の行う支払委託制度を利用する場合は、丁を通じて甲に支払うものとする。その内容については別途乙、丁間で締結する支払委託契約の定めによるものとする。  
5 電気・ガス・水道・電話料金・衛生費・その他の公料金は乙の負担とする。

## (賃料等の改定)

第4条 賃料は、土地建物に対する公租公課の増減及び近隣土地建物賃料の変動、その他、経済情勢の変動等を考慮し、甲乙協議の上その適正化を図り、賃料の改定を行う事が出来るものとする。

## (乙の解約申し入れ)

第5条 乙は甲に対して2ヶ月以上の予告をもつて本契約の解除を申し入れることができる。但し、予告期間が2ヶ月に満たない場合は申し出した日より起算して2ヶ月後迄の予告不足損害金(賃料等相当額)を日割りにて支払わなくてはならない。  
日割の計算方法は、解約する月を30日で割り、満了までの日数を掛けた額とする。

物件の表示	名称	大幸ビル 2F
所在地	沖縄県那覇市大道49	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根5階建
構造	月額	40,000円 敷金 無
表示	水道料	2,000円(固定) ✓ 礼金 無
	駐車場	無
料	合計 月額	42,000円 契約期間 令和2年7月1日 令和4年6月30日

令和2年7月1日  
[REDACTED]  
賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 沖縄県那覇市大道151-1新天地ミラージュ

氏名 篠長 健治

連帯保証人(1) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

額度額504,000円(賃料12ヶ月分)

宅地建物取引業者(丙) 沖縄県知事(7) 第2677号

有限公司 新地開発  
代表取締役 下地 健治  
沖縄県那覇市首里江良町3-101-3  
TEL (098) 884-3711

宅地建物取引士

登録番号 沖縄県知事 [REDACTED]

## (敷金)

第6条 1 乙は、敷金として甲に預託する。

2 前項の敷金は、預託期間中無利息とし、返還の方法は下記の通りとする。

イ 貸付開始後、契約開始日より2年未満に解約した場合は、違約金として控除し

乙へ返還しないものとする。2年を経過し、本物件を明け渡す場合、甲は返済

なく乙へ預託敷金を、本物件明渡し後1ヶ月以内に乙へ戻し無利息で返還しな

ければならない。

但し、下記条項を乙の責任と負担で履行がなさい場合、甲は、当該債務の額を預  
託敷金から差し引くものとする。

一原状回復（本契約第18条）

一退去時の清掃業務及びその他、本契約から生じる乙の債務

3 預託敷金に不足が生じた場合、乙はその不足額を甲へ支払うものとする。

## (テナント総合保険の加入)

第7条 1 乙は、本契約期間中は継続して総合保険に加入するものとする。

2 乙は、自己で保険加入する際は、加入を証明する書類の写しを甲へ提出するものと  
する。保険が満了し更新した場合も以後同様とする。

3 本物件、又は乙所有の資産全部若しくはその一部が消失した場合は、各自がそれぞ  
れ加入した火災保険による保険金をもってその損害を補填し、補填された損害につ  
いては相手方に賠償請求をしないものとする。

ものとする。又、乙は修繕されないことを理由に、甲への賃料等の支払いを拒  
否することはできないものとする。

6 乙は、本物件の修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに修繕の必要に  
ついて協議し、甲の指示に従うものとする。この通知を怠り、又は遅延したことによ  
つて、本物件及び建物等に損害を及ぼした際、乙はその損害の全部を賠償するも  
のとする。

## 7 (一部減失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失、その他の事由により使用できなくなった場合において、それ  
が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、甲及び乙は、そ  
の使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減  
額に代替する方法、その他、必要な事項について協議するものとする。又、残存す  
る部分のみで乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は本契約を解除  
することができるものとする。

## (使用上の注意)

第10条 1 乙は賃室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。  
2 乙は騒音や匂い、衛生面等に因し近隣に迷惑とならないよう配慮するものとす  
る。万一、苦情等が出た場合、乙は一切の責任を持つて善処するものとし、甲は何  
等責任を負わないものとする。

## (転貸等の禁止)

第11条 1. 乙は賃借権を譲渡、若しくは転貸してはならない。  
2. 乙は甲の承諾なしに賃貸の一部又は全部譲渡、転貸と同様の結果となる全ての  
行為をしてはならない。又、如何なる事由があつても賃借権を担保に供したり、  
賃貸の設定をする事を禁止する。

## (連帯保証人)

第12条 1. 連帯保証人は、乙と連帯して更新後も本契約が存続する限り、本契約から生じる  
乙の一切の債務を負担するものとする。  
2. 連帯保証人は、本契約が終了し本物件が完全に明け渡され、かつ乙の債務が  
完済されるまで、乙の甲に対する債務を免れることはできないものとする。  
3. 連帯保証人の負担は、署名捺印欄に記載する極度額を限度とする。  
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定  
するものとする。  
5. 乙、又は連帯保証人は、死亡等・破産・成年後見制度による措置がとられた場合  
無資力、又は所在不明、その他の事由により保証の責めを果たし得ない状況にな  
った場合には、その旨を直ちに甲に通知するものとする。  
6. 前項並びに連帯保証人を甲が適格でないと認めたときは、乙は速やかに甲の承諾  
する連帯保証人を追加、変更するものとする。乙が正当な事由なく、これに応じ  
ない場合は、甲は契約期間中であつても本契約を解除するものとする。  
7. 契約解除後、賃室内に乙の所有物が放置された場合は、連帯保証人は乙に変わ  
りてはいけないものとする。

## (費用負担)

第9条 1 借貸期間中、自然破損及び経年劣化による破損、建物の主要構造（基礎部分）の  
修理は、甲の負担とし、それ以外の修理、又は取り替え等に要する費用は乙の負担  
とする。

2 トイレ、その他、排水設備の詰まり、ガラス破損、各種電線、水道バッキン、室内  
外の造作物及び設備一式等、看板、その他、消耗品とみなされるものは乙の負担と  
する。

3 乙の責めに帰すべき事由により賃室内及び屋外の設備、備品等を破損、汚損した  
場合、乙は速やかにこれを原状回復、又は損害を賠償する。

4 修繕を必要とする原因が甲乙何れにあるか不明の場合の費用負担については、予め  
甲及び乙は協議するものとする。

5 前各項の定めにより甲が修繕を行う場合は、甲は予め乙に通知するものとし、乙は  
正当な理由がある場合を除き、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、  
当該修繕の実施を拒否することはできないものとする。この場合、乙が当該修繕の  
実施を拒否したことにより、乙に損害が生じた場合でも、甲はその責めを負わない。

り、甲の通知した日から2週間以内に残置物の撤去を行い、明渡しの義務を負うものとする。

8. 上記、乙及び連帯保証人が解約後2週間を経過しても残置物を撤去し明け渡さない場合、甲は任意にその残置物を処分する事とし、その費用を乙及び、連帯保証人に請求するものとする。

第13条 甲及び乙はそれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力團関係企業、絶会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。（過激な政治団体等を含む）

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 本契約締結及び引渡し等、いずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関する行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
イ 傷跡又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為  
2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項①又は②の契約に反する申告をしたことが判明した場合  
ウ 前項④の契約に反した行為をした場合

3. 乙は甲に対して、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

4. 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとする。

5. 第2項又は第4項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に對し一切の請求を行わない。

（連帯保証人の住所・勤務先の変更も含む）

第14条 乙は称号及び組織に変更等が生じた場合は連絡なく甲へ通知するものとする。

（連帯保証人の不請求）

第15条 乙は貸室の明け渡しの際は、甲に対し移転料その他これに類する請求はしない。

4. 要約書の記載事項、又は申込書に偽りがあつた事が判明したとき。

5. その他本契約に違反したとき。

#### （造作及び内外装工事）

第17条 1. 本契約締結後、乙において本物件内の内外装造作、又は付属物の新設・撤去等、現状を変更する場合は、乙は書面（設計図書等）により甲に明示し、承諾を得るものとする。但し、甲は、正当な理由なく乙の計画を拒むことは出来ない。

2. 乙が、甲の承諾を得ずに、前項の改造を行った場合、この為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負うものとする。

#### （原状回復等）

第18条 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は次の各号の定めにより賃貸物件を明け渡すものとする。

1. 賃貸物件に、乙が設置した看板、照明器具等、内外装作工事、設備、商品什器、備品、動産類がある場合は、乙の責任と負担でこれを復旧工事及び、撤去して賃貸借物件を原状回復し、清潔な状態にして明け渡すものとする。万一、明け渡し日までに原状回復等を終了させなかつた場合、甲が自ら原状回復を行い、要した費用は、乙、又は連帯保証人に請求するものとし、乙及び連帯保証人はこれに異議申し立てをしない。

2. 賃貸物件に著しく損傷を与えるような原状回復工事に關しては、甲乙協議の上、その処理を決定する。但し、甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならぬ。

3. 上記、明け渡しの際、甲は乙が付設した造作物、内外装物、その他一切の設備は買取りしないものとし、乙は、買取請求権及び有益費賃借権を行使しないものとする。

4. 本契約終了と同時に乙が賃貸借物件を明け渡さない時、乙は本契約終了日の翌日から明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の損害金及び賃料相当額を甲に支払い、且つ、明け渡し遅延により甲が損害を被った時は、その損害賃借料をする。

5. 本契約の原状回復とは、本物件の内外装作物及び設備一式等、看板、商品、備品、乙の動産類を全て撤去し、契約時の内装、外装工事着手前の状態にする事を言う。

6. 乙が本物件に施工した内外装作物及び設備一式等、看板、商品、備品等の原状回復については、その物の経年劣化等退去時の老朽化を考慮し、甲は受領済の敷金を退済なく乙へ返却する。甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。

#### （行政指導等）

第19条 1. 天災、地震、火災、法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等、甲乙双方の責任に帰する事の出来ない事由により、本店舗の開店営業に支障が生じた時、乙は本契約を解除する事が出来る。この場合、甲は受領済の敷金を退済なく乙へ返却する。

2. 前項により本契約が解除となり失効した場合で、解除以前に甲又は乙が付設した施設等がある時は、それぞれ付設した当事者が撤去し原状回復をする。

3. 本契約期間中、乙の責任と負担で法律及び条例等に基づく規制等、看板設置や

消防法の届出及び申請、その他届出及び申請等を確認するものとする。乙が行ったことにより、万が一、甲へ法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等があつた場合は、乙は甲に協力し、その行政指導等に従い、その際の費用は乙の負担とする。

(善管注意義務等)

第20条 1. 乙は、善良なる管理者としての注意義務を持つて本物件を使用しなければならない。

2. 乙が故意、過失若しくは、前項の注意義務を怠り、甲又は第三者が損害を被った時、乙の責任と負担で甲又は当該第三者に損害を賠償するものとする。

(駐車場)

第21条 乙は、駐車場において車輌・機械物等の管理、及び駐車場への無断駐車防止を自ら行うものとする。また、天災地変、火災、盗難、車両の滅失又は損傷、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからず事由による乙の損害に対する甲は一切の責任は負わないものとする。

(協議)

第22条 本契約書に記載のない事項については当事者が信義に従い誠意を以って協議し解決するものとし、協議によつて解决できない時は、民法・借地借家法その他の法令の定めに従う。本契約に基づく権利・義務に關し訴訟を提起するときは、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙合意した。

\*特約事項\*

1. 乙は、本物件を使用するにあたり現在予測できないクレーム及びトラブル等が起きた場合は改善若しくは解決に向けて善処するものとする。乙が協力をせず、改善・解決が困難な場合は、甲は本契約を解除出来るものとする。
2. 2年毎に更新事務手数料として10,000円(税別)が掛かり乙の負担とする。(第2条参照)

R2.7月分

02-07-07 WTU

42,165

振込機

R2.8月分

02-08-19 WTU

42,165

振込機

R2.9月分

02-08-31 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R2.10月分

02-09-30 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R2.11月分

02-11-02 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R2.12月分

02-11-30 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R3.1月分

03-01-04 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R3.2月分

03-02-01 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

R3.3月分

03-03-01 WTU

42,110

2.シンチカイハツ

議会活動適用、  
家賃金額充当とする。

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 7月分

領収金額 5,482 円

料金 4,889 円  
再エネ賦課金 583 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

498 円  
-288.57 円

ご使用量 189 kWh

④上記金額をご指定口座から 7月30日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 8月分

領収金額 3,886 円

料金 3,433 円  
再エネ賦課金 447 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

353 円  
-341.83 円

ご使用量 150 kWh

④上記金額をご指定口座から 8月31日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 9月分

領収金額 3,819 円

料金 3,387 円  
再エネ賦課金 452 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

347 円  
-471.14 円

ご使用量 152 kWh

④上記金額をご指定口座から 10月 1日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年10月分

領収金額 3,222 円

料金 2,826 円  
再エネ賦課金 396 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

292 円  
-470.78 円

ご使用量 133 kWh

④上記金額をご指定口座から 10月29日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年11月分

領収金額 3,279 円

料金 2,880 円  
再エネ賦課金 399 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

298 円  
-444.83 円

ご使用量 134 kWh

④上記金額をご指定口座から 11月30日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

鈴長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年12月分

領収金額 2,944 円

料金 2,584 円  
再エネ賦課金 360 円

【再掲】  
消費税等相当額  
燃料費調整額

267 円  
-371.39 円

ご使用量 121 kWh

④上記金額をご指定口座から 12月28日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北部朝  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3

ご契約種別 従量電灯

令和 3年 1月分

領収金額 3,445 円

料金 3,034 円

再エネ賦課金 411 円

#### 【再掲】

消費税等相当額 313 円  
燃料費調整額 -405.88 円

ご使用量 138 kWh

④上記金額をご指定口座から 2月 1日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北都橋  
税務署承認済

神鋼電力株式会社  
都橋支店  
TEL 0120-588-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-893-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3

ご契約種別 従量電灯

令和 3年 2月分

領収金額 2,671 円

料金 2,347 円

再エネ賦課金 324 円

#### 【再掲】

消費税等相当額 242 円  
燃料費調整額 -326.88 円

ご使用量 109 kWh

④上記金額をご指定口座から 3月 1日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北都橋  
税務署承認済

神鋼電力株式会社  
都橋支店  
TEL 0120-588-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-893-7777

### 電気料金領収証（口座振替用）

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3

ご契約種別 従量電灯

令和 3年 3月分

領収金額 2,805 円

料金 2,483 円

再エネ賦課金 342 円

#### 【再掲】

消費税等相当額 255 円  
燃料費調整額 -348.48 円

ご使用量 115 kWh

④上記金額をご指定口座から 3月 29日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北都橋  
税務署承認済

神鋼電力株式会社  
都橋支店  
TEL 0120-588-391 (0-429-)  
IP電話 TEL 098-893-7777



# 領 収 証

No. 01972

翁長 雄治 様

2021年 04月 30日

本社 沖縄県那覇市字天香1丁目地の7

光電気工業株式会社

電話(098)833-4511

下記の通り領収致しました。

合計金額 ¥ 182,497.-

月 日	品 名	数量	単 価	金 額
	コピー料金	1 式		182 497
	令和2年7月～令和3年3月			
	合 計			¥ 182 497

\*毎度有難う御座います。

社印及び取扱者印のないもの、ならびに宛名・金額を訂正したものは無効です。

期 日	金 種 别 内 訳				
現 金					
小切手					
手 形					
手 形					
振 込		¥ 182 497			
相 殺					



取扱者

年度末にて改めて検針し一括支払へました。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 098-886-5601ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
お長 健治 様記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年 8月 7日発行)

2020年 7月ご請求分	(2020年 7月20日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,131 円
送信機関名 POST OFFICE	琉球銀行
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納付につき芝稅務署承認済

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

に2ヶ月まとめてご請求しております。

と割、Web光もっともっと割、  
れます。自動延伸をご希望されない場合は  
サービスを解約された場合、解約金が  
は解約金は発生いたしません。  
om/wari/でご確認ください。

M300B1391006 06354 0

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 098-886-5601ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
お長 健治 様記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年10月 7日発行)

2020年 9月ご請求分	(2020年 9月23日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,825 円
送信機関名 POST OFFICE	琉球銀行
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納付につき芝稅務署承認済

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

2ヶ月まとめてご請求しております。

と割、Web光もっともっと割、  
ます。自動延伸をご希望されない場合は  
サービスを解約された場合、解約金が  
解約金は発生いたしません。NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 098-886-5601ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
お長 健治 様

記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2020年 9月 7日発行)

2020年 9月ご請求分	(2020年 9月20日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,285 円
送信機関名 POST OFFICE	琉球銀行
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納付につき芝稅務署承認済

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともっともっと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/でご確認ください。

M330B1391002 01666 01666 00 M

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 098-886-5601ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
お長 健治 様

記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2020年11月 7日発行)

2020年10月ご請求分	(2020年10月20日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,931 円
送信機関名 POST OFFICE	琉球銀行
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納付につき芝稅務署承認済

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

と割、Web光もっともっと割、  
ます。自動延伸をご希望されない場合は  
サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等 098-886-5601  
(BILLING NUMBER)ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
翁長 雄治 様下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年12月 7日発行)

2020年11月ご請求分 (2020年11月20日振替)	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,931円
金融機関名 BANK OFFICE	琉球銀行 [REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]
印紙税申告納付につき芝 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 [REDACTED]

2円  
0円  
2円 については、「ご請求内訳」をご覧ください。

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もっともっと割、Web光もっともっと割、  
が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
) に本割引サービスを解約された場合、解約金が  
約した場合には解約金は発生いたしません。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等 098-886-5601  
(BILLING NUMBER)ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
翁長 雄治 様下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年2月 7日発行)

2021年1月ご請求分 (2021年1月20日振替)	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,838円
金融機関名 BANK OFFICE	琉球銀行 [REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]
印紙税申告納付につき芝 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 [REDACTED]

9円  
0円  
9円 については、「ご請求内訳」をご覧ください。

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もっともっと割、Web光もっともっと割、  
が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
) に本割引サービスを解約された場合、解約金が  
約した場合には解約金は発生いたしません。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等 098-886-5601  
(BILLING NUMBER)ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
翁長 雄治 様下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年1月 9日発行)

2020年12月ご請求分 (2020年12月21日振替)	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,052円
金融機関名 BANK OFFICE	琉球銀行 [REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]
印紙税申告納付につき芝 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 [REDACTED]

紙については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともっと割、Web光もっともっと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/] でご確認ください。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)お客様電話番号等 098-886-5601  
(BILLING NUMBER)ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
翁長 雄治 様下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年3月 7日発行)

2021年2月ご請求分 (2021年2月22日振替)	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,979円
金融機関名 BANK OFFICE	琉球銀行 [REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]
印紙税申告納付につき芝 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 [REDACTED]

紙については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともっと割、Web光もっともっと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/] でご確認ください。

NTTファイナンス株式会社 端末料金等料金領収証  
(因日本ご利用分)

お客様電話番号等 098-886-5601  
(Billing Number)

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)

会員登録済

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年 4月 7日発行)

2021年3月～請求分	2021年3月27日振替
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,752 円
金額欄固名(支取銀行)	[RECEIVER BANK]
口座番号(ACCOUNT)	[ACCOUNT NUMBER]
印紙税申告納付につき芝稅務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 [STAMP]

細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともっと割、Web光もともっと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/] でご確認ください。

M300B1391005 29662 29662 00 M

店番号 口座番号



# 縹越 潤

翁長 雄治 様

通帳

琉球銀行



店番号 口座番号



翁長 雄治 様

通帳

(銀行コード 0187)

琉球銀行

